

昭和二十九年五月二十二日

福生町議会

議長

議員

今

田村政一
森田幸藏
井上頼太郎
森田喜一
石川武雄
田村福一
設樂美知
瀨古清藏
高橋三郎
中野七五郎
貫井伊作
野島毎
村尾種吉
船木甚平

東京都西多摩郡福生町役場

福生町議会

議員名簿

昭和二十九年六月九日 定臨協会

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
✓			✓			✓	✓		✓	✓	✓	✓
船木甚平	村尾種吉	野島毎	貫井伊作	中野七五郎	高橋三郎	瀨古清藏	設樂美知	田村福一	井上頼太郎	森田喜一	石川武雄	田村政一
26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓
高橋彦市	田村利一	西村節	村尾四郎	村野盛一	村野喜平	鮎沢美代子	森田誠重	田村幾太郎	井梅泰輔	橋本雄一	森田幸藏	並木竹松

三時四十五分出席

福生町議会公々議録

一 昭和二十九年六月二十九日福生町議会を福生町役場に招集した
一 出席議員は左の通りである

沢川武雄

田村政一

森田茂一

井上頼太郎

設楽美知

瀬古清美

貫井伊作

船木甚平

並木竹松

森田幸造

橋本雄一

井梅泰輔

森田誠重

鮎沢美代子

村野茂平

村尾四郎

西村 節

田村利一

高橋多一

一 会議事件は左の通りである

一 日程(才一)議案才四三(福生町税賦課増収条例)の一部改正について

一 才二(才四三)昭和二十九年年度福生町歳入歳出更正予算(才二四)

一 才三(才四三)福生町小口事業資金融資条例の一部改正について

一 才四(才四三)福生町農業委員会選挙による

委員の定数条例制定について

- 一、才五、才四七号(福生町税外収入督促手数料等生収条例設定につ
- 一、才八(送答才ニ号)福生町議会常任委員会中

水道委員会委員選挙について

「地方自治法才百三十一条の規定により会議事件説明のため出席を求めた者は尤の通りである

町長	森田幸造	助役	秋山誠一
総務課長	大野忠一	民生課長	橋本孝一
税務課長	豊井茂次	産業課長	高水求
建設課長	眞田 眞		

「本会の書記は左の通りである

書	記	森田 猛	上野 重勝
---	---	------	-------

「議長 田村幾太郎 欠席のため副議長 森田誠重 議長となる

「議長 (森田誠重) 千后(時)三十分開会を宣する

「() 本日の議事日程を報告する

日程才一(議案才四三号)福生町税賦課率収條例の一部改正について

「議長(森田誠重) 本件を提案する旨を告げる

「書記 朗 読

「助役 地方税法の改正に伴いそれぞれ條文の改正を必要とする旨説明

「才四番(井上頼太郎) 農家の家畜に課税するのは不当と考える

「議長(森田誠重) その件は本條例の審議と関係ない

「才十三番(船木甚平) 町民税の一部都税に移されタバコ消費税が加えられたかハラ

ースはとれているが

「助役 当初予算編成の時案は出来ていたが議決されなかったのが従来連

リ予算編成をした収入に於ては大差はない

「才十七番(井梅泰輔) ここは消費税は福生町で消費について課税されるからパ

チニコ屋等が福生町外から購入しているものは福生町内で購入する

よう指導されたい

「助役 発言の趣旨に沿うよう努める

一議長(森田誠重) 本件につき、異議の有無を会議に諮り、原案通り決定する

旨と告げる

四〇八
五字制

一議長(森田誠重) 本件につき、異議の有無を会議に諮り、原案通り決定する

書記 朗読

一助役 税法及地方平衡交付金法の改訂に伴い予算を変更する旨と

説明する

一議長 本件につき、異議の有無を諮り、全会一致、原案決定の旨と告げ

る

五字制

日程才三(議案才四号) 福生町小事業資金融資條例の一部改訂について

一議長(森田誠重) 本件につき、異議の有無を会議に諮り、全会一致、原

書記 朗読

一助役 翌日の産業委員会、決算、借入、人口数一人二以内、保証人は町税五、四

以上一口につき一人以上とした

五字制

一才士二番(村尾種吉) 利息はどうか

一助役 金融機関は四銭の利率で町が一銭を負担する

一議長(森田誠重) 本件につき、異議の有無を会議に諮り、全会一致、原

案通り決定する旨と告げる

日程才四(議案才四号) 福生町農業委員会選挙による

委員の定数、条例制定について

一議長(森田誠重) 本件につき、異議の有無を会議に諮り、全会一致、原

書記 朗読

一助役 町の農業委員会、委員について、農業委員会等に関する法律の

施行に伴い、条例でその定数を定めることとされた

改正法によると、委員の任期は三年、都の農業委員会は廃止さ

れ、農業会議が構成されることになった、原案については、各方向の

意見に基づき、その数を決めた

一議長(森田誠重) 本件につき、異議の有無を会議に諮り、全会一致、原案

町議会議事録

通り決定する旨を告げる

日程才五(議案才四七号)福生町税賦課外収入督促手数料等

生収条例の設定について

一議長(森田誠重)本件を提案する旨を告げる

書記朗読

一助役提案の理由を説明する

一議長(森田誠重)本件につき異議の有無を今議に諮り全会一致原案通り決定する旨を告げる

日程才六(選考才三三)福生の常任委員会中

水道委員会委員選挙について

一議長(森田誠重)本選挙は指名推薦により各ブロックより推薦する旨を今議に諮り指名推薦と決定する

一議長(森田誠重)休憩を告げる

休憩 三時五十分〜四時十分

町議加入

一議長(森田誠重)再会を告げる

一議長(令)左の者より各ブロックより推薦されたので一名毎に今議に諮

り全会一致決定する

水道委員会委員

森田幸藏 能川地区

森田成一 志茂地区

村野幸平 志茂地区

船木甚平 〃

村尾種吉 本町地区

瀬古清晃 〃

田村利一 初生地区

設楽美知 〃

一議長(森田誠重)委員の互選により左記の通り委員長を代理と決定す

る旨を告げる

委員長

村尾 種吉

令代理

森田 誠重

署名議員選挙

一議長(森田誠重)署名議員選挙は指名推薦により議長が指名する

旨に諮り全会一致指名推薦と決定する

一議長(森田誠重)左の者を指名し一名毎に会議に諮り全会一致で決定する

村尾 四郎

西村 節

田村 利一

一議長(森田誠重)福生町議会の閉会を告げる

終了 四時十分

右会議の顚末を記載しその相違ないことを証するたのこゝに署名する

昭和二十九年八月二十九日

福生町議会

議長

森田 誠重

議員

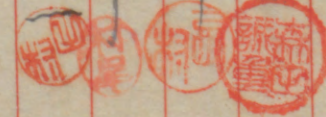
西村 節

令

村尾 四郎

令

田村 利一



定臨協會

福生町議会々議録

昭和二十九年八月九日福生町議会を福生町役場に招集した
出席議員は左の通りである

田村政一	石川 武雄	森田喜一	井上頼太郎
田村福一	瀬古清蔵	高橋三郎	貫井伊佐
野島 毎	村尾種吉	船木甚平	並木竹松
森田幸蔵	橋本雄一	井梅泰輔	田村幾太郎
鮎沢美代子	村野長平	村野盛一	村尾四郎
田村利一	高橋彦市		

一、会議事件は左の通りである

一、日程第一(議案第四号)建物購入について

一、二、第三(議案第四号)福生町汚物清掃事業手数料条例の一部改正について

一、四、第五(議案第五号)福生町水道給水条例制定について

一、才四、才五(号)寄附受領に関する件

一、才五、才五十二(号)福壽園定資産評価審査委員改選につき同意を求める件

一、才六、才五十三(号)指定寄附受領に関する件

一、地方自治法才百二十三条の規定により、今議事件説明のため出席を求めた者は左の通りである

町長 森田幸造

助役 秋山誠一

総務課長 大野忠一

民生課長 橋本孝蔵

税務課長 貫井武次

建設課長 眞田 眞

一、本会の書記は左の通りである

書記

森田 猛

上野 重勝

一、議長(田村幾太郎)午後一時五十分開会を宣する

一、() 本日の議事日程を報告する

日程才一(議案才四八号)建物購入についで

東京都西多摩郡稲生町役場

東京府西多摩郡稲生町役場

一、議長(田村幾太郎)本件を提案する旨を告げる

書記

朗読

一、助役登記所設置のため購入する旨の説明

一、議長(田村幾太郎)本件は総務委員会にて審議したのが、委員長に

報告させる

一、総務委員長(田村利一)委員会としては建物の所在地、坪数等々適当であるの、所有者と話し合決定したのである

一、才二番(村野盛一)購入額の半額は土地の権利金との説明がある、つたが土地所有者に於ては異議があるのみ

一、助役家屋及土地所有の同じ話し合あつて、つたが、あるの、ある、町としては八拾参万円にて、問題はなりの、ある

一、議長(田村幾太郎)本件につき異議の有無を会議に諮り、原案通過の決定する旨を告げる

日程第二(議案第五号)福生町汚物清掃事業手数料条例の一部改正について
議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる

書 記 朗 読

議長(田村幾太郎) 本件については厚生委員会にて審議してあるので
委員長に報告させる

厚生委員長(森田幸藏) 本委員会としては委員会の決定まで三回委
員会を開催し他市町の料金等調査した所適当と
思はれるので決定した

議長(田村幾太郎) 本件につき異議の有無を会議に諮り原案通り決定
する旨を告げる

日程第三(議案第五号)福生町水道給水条例制定について

議長(田村幾太郎) 本件を提案する旨を告げる

書 記 朗 読

東京都西多摩郡福生町役場

町長 水道について現在迄の経過を報告する

議長(田村幾太郎) 本件については水道委員会にて審議したので
長に報告させる

水道委員長(村尾種吉) 水道事業を初めてやるのであるが本委員会として
は決定せず本日の会議により決定された

町長(田村福一) 町営住宅の水道料金はこの条例でやるのみ
町長 この条例に準じて使用料等を並收した

町長(田村福一) 第三十五条の二項の前項後段とあるが前項但書
と同項の使用実とあるが使用事実等と修正された

町長 その通り修正した

議長(田村幾太郎) 第五番議員より発言の修正の異議の有無を会
議に諮り修正する旨を告げる